

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年10月1日作成)

法令名	森林法
根拠条項	第58条第5項
許認可等の種類	土地の使用権設定後の土地の形質変更、工作物の新築等の承認
法令の定め	(損失補償) 第58条 5 土地の所有者又は関係人が、第50条第5項の規定による都道府県知事の通知があった後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置したときは、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。
審査基準	土地の使用又は収用によってその土地の所有者及び関係人が受ける損失は、補償されることとなるが、使用権が設定されることを知った後又は収用の請求をした後、現実に使用又は収用されるまでに期間があるので、その間に使用又は収用される者が悪意の投資をする危険がある。そのため、土地の所有者又は関係人が法第50条第5項の規定による通知があった後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を付加若しくは増置したときは、これについての損失は、補償しなくてよいとされている。 しかし、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をした場合は補償の対象から除外しないこととされている。 上記の承認については、損失補償額を上げるための悪意の投資と異なるやむを得ない理由があつて土地の形質の変更等をする場合に行うこととする。
標準処理期間	総期間 20日 ・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20日 ・月 ()
処分担当課	水産林務部林務局森林計画課主査 (計画推進) (電話番号：011-231-4111 (内線28-528))
申請先	同上 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html)